学 則

	717
①法人・団体の名称	学校法人 誠優学園
②研修事業の名称	学校法人 誠優学園 移動支援従業者養成研修(全身性障がい課程)
③研修の種類	大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に定める移動支援従業者養成
	研修
④研修課程	全身性障がい課程
⑤指定番号	151
⑥開講の目的	全身性の障がいを有する障がい者等に対する外出時における移動の支
	援に関する知識及び技術を習得することを目的とする
⑦講義・演習室	講義:大阪府貝塚市海塚一丁目 20 番 5 号 多目的室
(住所も記載)	演習(全身性課程):大阪府貝塚市海塚一丁目 20番5号 介護実習室
⑧実習施設	なし
⑨講師の氏名及び	講師一覧表(別添2-2)を参照。
担当科目	
⑩使用テキスト	「ガイドヘルパー研修テキスト 全身性障害編」中央法規出版
①受講資格	市町村地域生活支援事業の移動支援事業に従事することを希望する者、
	従事することが確定している者又は現に従事している者
⑩広報の方法	修了生へのダイレクトメール、ホームページでの広報において行う
⑬情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。
(ホームページア	ホームページアドレス:http://www.oswc.ac.jp
ドレス等)	
⑭受講手続及び本	・受講希望者は電話または FAX にて申込資料等請求を行う。
人確認の方法(応募	・申込資料等の送付を行い、所定の申込票を記入の上、持参・郵送・
者多数の場合の対	FAX にて申し込む。
応方法を含む)	・受講料の支払いの確認にて受講者決定となる。
	※受講希望者多数の場合は、申し込み順にて受講決定
	本人確認は、申し込み時の受講申込書(写真付き)及び開校日受付時に
	下記いずれかにより行う。
	①戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票 ②住民基本台帳カード
	③在留カード等 ④健康保険証 ⑤運転免許証 ⑥パスポート
	⑦年金手帳 ⑧運転免許以外の国家資格を有する者については、その免
	許証または登録証
	※原本もしくは写しを保存。保存期間について「大阪府介護職員初任者
	研修事業実施要領」第 13 に基づき 5 年とする。

⑩受講料及び受講 料支払方法

¥19,800円 (テキスト代、消費税含む)

支払方法

規定期日までに下記のいずれかで支払を行うこと

1. 銀行振込

三井住友銀行貝塚支店

(預金種目) 普通 (口座番号) 1271462

- 2. 学校窓口での直接支払い
- 3. 本校指定のオリコ学費サポートプラン(教育ローン)を利用する

⑥解約条件及び返 金の有無

(受講生からの解約)

- ・受講生本人からの連絡(電話等)により受け付ける。
- ・開校日より 6 営業日前までの解約の関しては、振込手数料を受講 生負担とし、差し引いた金額を返金する。
- ・6 営業目前以降のキャンセルに関しては、特別な事由以外ついては、 一切返金はしない。
- ・開校日以降のキャンセルについては、返金なし。

(研修事業所からの解約)

・開校日の7日前までに、申込者数が7名に達しなかった場合や、 天災、研修事業の指定取り消し等やむを得ない事情により研修 の実施が困難になった場合は、振り込み手数料を本校負担とし、 振り込まれた全額を返金する。

⑪受講者の個人情 報の取扱い

個人情報保護規程策定の有無 (有)・無)

当該研修事業に関わる全ての個人情報の取り扱いに関しては、「個人情 報保護法」その他関係法令等を遵守し個人情報を適正に取り扱うと共 に、安全管理についても必要な措置を講じる。

なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。

®研修修了の認定

<認定方法>

修了を認定した者には修了証明書を交付する。

<研修の修了年限>

該当する研修開講日から6か月以内に修了するものとする。

方法

19補講の方法及び	補講の方法: 欠席した科目と同一の科目を別日にて設定し個別補講を
取扱い	行う。なお、講義(「(4)障がい者の人権」を除く)に限り当該科目担当
	講師へのレポート(1200 字以上)提出をもって出席とみなすことがで
	きる。その場合、担当講師が添削指導を行う。
	補講可能な科目数:補講の上限は3項目とする。
	補講に要する費用:
	・レポートによる振替補講・・・1 科目 500 円
	・補講費用(4)(8B) ・・・1 時間 1,000 円
	・補講費用(9B) ・・・1 時間 1,500 円
20科目免除の取扱	大阪府移動支援従業者養成研修実施要領第 4-6 科目の免除に準ずる
V	(1) 次に掲げる者が研修を受講する場合は、受講者の希望により、当
	該課程の研修科目及び研修時間の一部を免除することができる。この場
	合、免除できる科目については、「移動支援従業者養成研修科目免除一
	覧」(別紙8)に定めるとおりとする。
	①大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に基づく移動支援従業者養
	成研修修了者で、開講日において当該研修修了から1年以内の者
	②大阪府居宅介護職員初任者研修修了者で、開講日において当該研修修
	了から1年以内の者
	(2) 前記(1) による免除要件の確認は、受講者から「移動支援従業
	者養成研修各研修課程修了証明書」の写し、又は「 大阪府居宅介護職
	員初任者研修修了証書」(大阪府居宅介護職員従業者養成研修修了証書
	も可)の写しのいずれか該当する書類の提出を求めて行う。
②受講中の事故等	受講中に生じた事故については、当校が加入する株式会社損害保険
についての対応	ジャパンの保険で対応を行う。
◎研修責任者名、	氏名:岡本和弘
所属名及び役職	所属名:大阪社会福祉専門学校
	<u> 役職:校長</u>
②課程編成責任者	氏名:重田健人
名、所属名及び役職	所属名:大阪社会福祉専門学校
	役職:部長
②苦情相談担当者	氏名: 髙野純一
名、所属名、役職及	所属名:大阪社会福祉専門学校

び連絡先

役職:事務長

連絡先: 072-433-0415

25研修事務担当者 氏名:中西理文 名、所属名及び連絡 所属名:大阪社会福祉専門学校 連絡先: 072-433-0415 26情報開示責任者 氏名: 髙野純一 名、所属名、役職及 所属名:大阪社会福祉専門学校 び連絡先 役職:事務長 連絡先: 072-433-0415 「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」 ②修了証明書を亡 失・毀損した場合の に基づき証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用:500円 取扱い 28その他必要な事 <遅刻について> 項 授業開始前の出席確認時点で出席が確認できなかった場合は遅参扱 いとし欠席とする。その際、当事業所が設定する日程において補習を受 けなければならない。 <退校処分の取り扱いについて> 次の事由に該当する場合は、退校処分とする。 ① 授業中の私語、他の受講生や講師への嫌がらせとみられる言 動、社会人としてのモラルの欠如とみられる言動など、研修 の秩序を乱した者。 ② 講師や受講生に対し、暴力行為やセクシャルハラスメントが あった場合。 ③ 教室内の設備や備品を故意に棄損した場合。 ④ 教室内にて物品購入の勧誘及び政治・宗教活動を行った場合。 ⑤ 出席時間数が総訓練時間数の8割に満たない者。

⑥ その他、公序良俗に反する行為があった場合。